

仲津郡大橋村御茶屋絵図を読む

在方における公儀普請の一様相

佐藤 功典

1. 研究の背景と目的

福岡県立育徳館高校錦陵同窓会「小笠原文庫」所蔵の『大橋村御茶屋・御蔵所・牢屋・高札場・境石・皆見村耆里塚図』(図1)は明治元年作成¹⁾の絵図であり、大橋村の御茶屋とその周辺の公的施設の様子を描いている(以下、絵図)。絵図に描かれる御茶屋は絵図作成年以前に普請された可能性が高いため、本絵図は計画図ではなく、後の管理や記録資料として作成されたものであると考えられる²⁾。本絵図は普請の管理主体による色分けがされており、ここから各建築物における詳細な分担を読み取ることができる。このように色分けされた絵図は、御茶屋絵図に限らず、全国的に見てもほとんど確認されておらず、当時の公儀普請の実態を知る上で有効な史料あるといえる。色分けの凡例は「御作事方普請(黄)」「御郡地方普請(朱)」「手永普請(灰)」の3つである。これらはそれぞれ藩の管轄、郡奉行の管轄、手永の管轄であることを示すため、この色分けは管理主体の階級によるものであるといえる。色分けを見ると、規模の大小に関わらず全ての建築物が複数色に塗り分けられていることが分かる。

また、行橋市教育委員会所蔵の『大橋村 行事村 宮市村見取図』(図2)は絵図と同じく明治元年作成³⁾の見取図である(以下、見取図)。小笠原家寄贈のものであり、当時の大橋村、行事村、宮市村の様子が描かれている。作成意図は定かではないが、建築物の略図や住民の氏名等が記されている。大橋村が、中津往来と

行事川沿いに発達した在郷町であることを顕著に示す史料である。絵図に描かれる建築物のうち御茶屋、御蔵所、牢屋、高札場、境石の略図が確認できる。

なお、これら2つの史料が一对のものとして作成されたかは不明であるが、双方とも明治元年という社会の大転換期に作成された点と、小笠原家所蔵である点は注目に値する。断定はできないが、大名側による現状の建物資産や、主要都市の現状を確認する目的で作られた可能性を推察できる。



図2「大橋村 行事村 宮市村見取図」

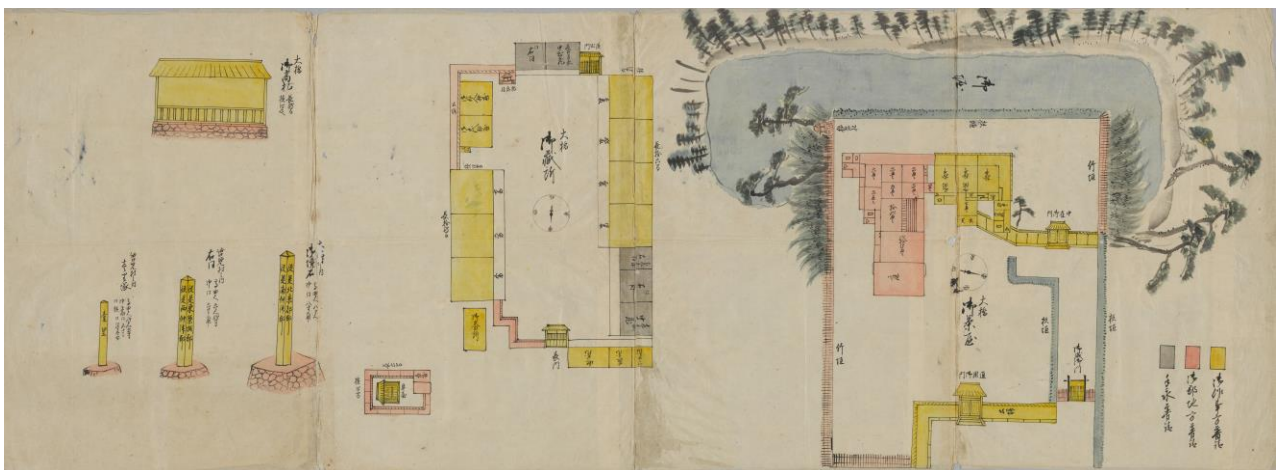


図1「大橋村御茶屋・御蔵書・牢屋・高札場・境石・皆見村耆里塚図」

本研究は、絵図、見取図等の史料を用いて、絵図に描かれるそれぞれの建築物について分析し、その特徴について述べるとともに、絵図にみられる色分けの意図を明らかにすることで、当時の大橋村における公儀普請の実態についての一考を論ずることを目的とする。

2. 各建築物の色分けの分析と考察

色分けの意図を探るにあたって、絵図の各建築物にみられる特徴と色分けの関係性を分析し考察する。

大橋御茶屋：絵図の右半分に大きく描かれるのは現在の行橋市中央公民館付近に置かれた大橋御茶屋である(図3)。本御茶屋は藩主以下重臣が領内巡検等の際に休憩、宿泊するための公的施設である。御茶屋自体は寛永7年(1630)以前から存在していた⁴⁾が、天保14年(1843)に一度焼失した御茶屋を、弘化2年(1845)に再建したものが絵図に描かれていると考えられている⁵⁾。後に建物は郡役所や学校として利用される⁶⁾が、現存はしていない。

建物の平面は、公的行事を行うための晴の空間と、日常生活のための褻の空間によって構成されているが、これらは明確に分離され、並立している。書院造の形式であるが、北庇、北孫庇、二棟廊が拡充する過程で晴と褻の再編を繰り返すことで雁行配置をとっていった、二条城御殿や桂離宮にみられるような形式とは異なり、晴と褻を明確に分離して、式台玄関を挟んで並立させた、18世紀頃に主流となる形式のものであるといえる。このうち晴の空間は作事方普請、褻の空間は郡地方普請であるため、ここの色分けは部屋の格式によるものであるといえる。また、当主寝所に該当する部屋が確認できないため、大橋御茶屋は当主宿泊の機能を有していなかった可能性がある。

門については通用御門、中雀御門、御成御門の3種類が描かれるが、絵図にはそれぞれの門と、門に隣接する塀の略図が描かれる。門と塀は共に作事方普請であるが、御成御門に隣接する竹垣は郡地方普請である。建物の平面と比較すると、通用御門は日常の出入りに用いられ、中雀御門、御成御門は身分の高いものを招く際に用いられたと考えられる。通用御門と中雀御門では門と塀の描写がそれぞれ異なるが、具体的な形式は不明である。このうち中雀御門は寝殿造りにおける中門の名残であると思われる。一方、御成御門はその描写から冠木門形式であると思われる。2本の支柱に冠木を掛けただけの門であるが、このような原始的で簡素な形式は逆に特別に格式高く扱われる場合があり、足利義輝が三好義興邸に御成する際にも冠木門が新造され、入邸に用いられた。また、この形式は付近の大

庄屋守田蓑洲邸にも用いられた。絵図では、扉を持たず柵で閉ざされていることから、平常時は使用されない格式高い門であることが窺える。また、この門のみ黒の太線で描かれるため、黒塗りされていたと考えられる。簡素な門であるにもかかわらず、隣接する柵と普請を分けていることから、この色分けは施工の難易度によるものではないことが分かる。

御茶屋の外周は竹垣、杉垣、御堀によって囲われている。このうち竹垣は前庭の大部分と、奥庭の一部分を囲うように置かれ、鬼門の方向である北東端には隣接して稲荷社が置かれる。これらは郡地方普請である。その描写から見通しのきく透かし垣であることが窺える。一方、杉垣は晴の空間への動線、奥庭を覆うように置かれる。絵図では緑がかかった灰色で塗られており、どの凡例とも色が異なるため断定はできないが、「杓垣」と明記された作事物であることを踏まえると、いずれかの普請であったとも考えられる。その場合、比較の色が近いことと、杉垣が日常の手入れを必要とすることを考慮すると、手永が妥当であると考えられる。配色が異なる原因としては、作画時の誤り、あるいは類似した色の厳密な区別がされなかったことが考えられる。御堀は奥庭をコの字状に囲うように配置されている。奥庭は垣や堀によって、外部からの視線を遮られていたと考えられる。現存する地図(大正9年)⁷⁾や地籍図(大正～昭和期頃と推定)⁸⁾を確認したところ、御堀に相当する部分は田地、宅地となっており、その形状を確認することはできない。当時、周辺は田地であり付近には行事川が通っているため、水利との関連性があったことが推測できる。この御堀に実用的な水利の機能があったかは定かではないが、中世の土豪居館を巡る水堀が、防御機能以外に、水利の掌握を通して、地方支配の象徴物として利用されていた歴史を継承したものである可能性が考えられる。

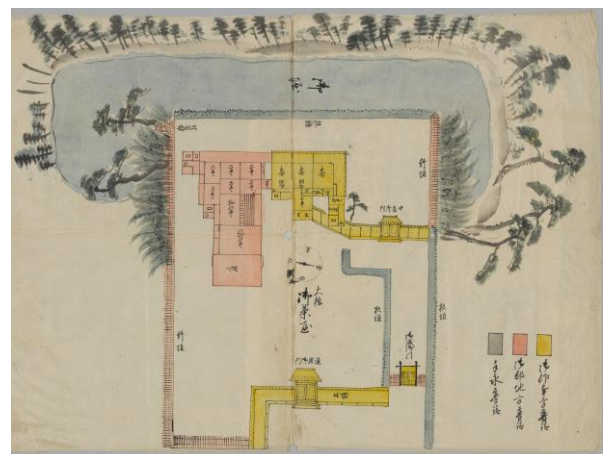


図3「大橋御茶屋」

大橋御蔵所：絵図の中央付近に描かれるのは現在の行橋市立行橋小学校の敷地に置かれた大橋御蔵所である(図4)。周辺の年貢米は一度、本御蔵所に集められ、川を伝って小倉城へと回漕された⁹⁾。現存する史料からは普請の年代は特定できないが、本御蔵所は文政11年(1828)の大橋の大火により一部焼失したため¹⁰⁾、その後建て替え、あるいは修繕されたものが絵図に描かれていると思われる。

蔵には番号の振られた壺番蔵から七番蔵、手永用の中出蔵、廻シ蔵、菰蔵、ツヅヲ蔵¹¹⁾が描かれる。蔵の多くが作事方普請であるが、手永の蔵のみ手永普請である。壺番蔵から七番蔵は全て四間四方で統一されており、年貢米の一時貯蔵や、備荒貯蓄のために用いられた¹²⁾。手永用の蔵はこれより一回り小さく、御蔵所内の北側と南西側に、合計で5つ描かれる。これらは当時、仲津郡に置かれていた5つの手永¹³⁾の内、節丸、平嶋、長井のものである。手永は在方支配において一定の支配単位を形成していたため、御蔵所内の一部にも管理権が認められていたと考えられる。蔵庭には管理者用の詰所として御役人部屋、御手代部屋が置かれる。また、門については北に浜出門、南に表門と二種類の門があり、表門付近には御番所が置かれるが、これらも全て作事方普請である。作事方普請の部分は全て、国政の根幹である租税徴収に関わる部分であるた

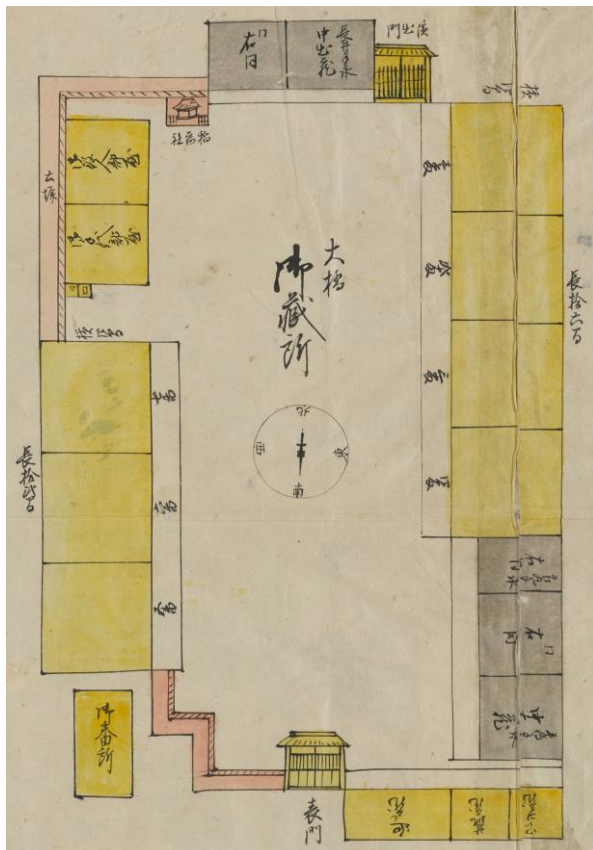


図4「大橋御蔵所」

め、藩による厳重な管理がされたと考えられる。

御蔵所の外周の一部は土塀で覆われており、北側には隣接して稲荷社が置かれるが、これらは郡地方普請である。直接的に蔵の機能に関わる部分ではないが、あえて色分けすることに施工上の合理性は見られない。

牢屋：御蔵所の左下に描かれるのは大橋村の牢屋である(図5)。普請年は不明である。大橋村の牢屋は見取図から大橋御蔵所に併設されていたことが分かる。ここから、年貢米の回漕の際に罪人の輸送も行われた、あるいは回漕の労働力として罪人が使役された可能性が考えられる¹⁴⁾。対岸の京都郡行事村の御蔵所も同様に牢屋が併設されている。牢屋の平面は牢屋本体と番屋、塀で構成されている。牢屋本体は作事方普請、番屋、塀は郡地方普請であるが、一体管理せず、意図的に色分けされていることから、中でも牢屋本体が重要視されていることが窺える。牢屋本体は司法の象徴であり、また、建築の堅牢さに不備があってはならないため、藩による厳重な管理がされたと考えられる。

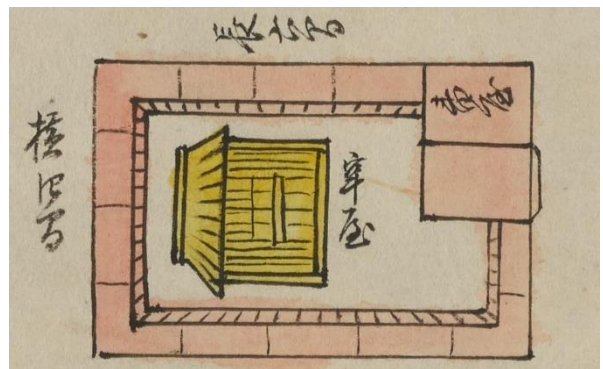


図5「牢屋」

大橋御高札：絵図左上に描かれるのは中津往来沿いに置かれた大橋御高札である(図6)。普請年は不明である。江戸時代における高札は民衆の手本として扱われ、寺子屋では書き取りの教科書としても用いられるなど、法令の周知以上の役割を果たしていた¹⁵⁾。また、雨風などで高札の文字が不明になった場合でも、領主の許可なく墨入れすることは許されなかったという¹⁶⁾。宿場である大橋村の高札場は大高札場である¹⁷⁾。幅2間、

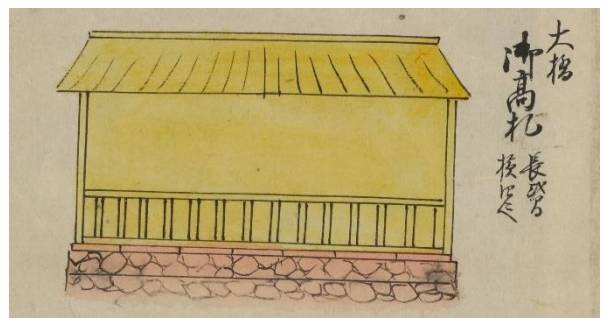


図6「大橋御高札」

奥行き 4 尺と大型¹⁸⁾で、屋根と基壇石垣を持つため、比較的格式の高い形式であるといえる。高札場本体は作事方普請、石垣は郡地方普請である。本体と石垣で意図的に色分けされていることから、特に本体が重要視されていること、施工上の合理性よりも格式による棲み分けを重視していたことが窺える。

御境石・一里塚：絵図左下に描かれるのは大橋村と皆見村に置かれた御境石と、皆見村に置かれた一里塚である(図7)。いずれも普請年は不明である。

これらの御境石は、郡と郡の境界を示す標柱である。図中右は大橋村に置かれた標柱であり、京都郡と仲津郡の郡境であることを示している。また、図中央は皆見村に置かれた標柱で、築城郡と仲津郡の郡境であることを示している。これらの形状はどちらも尖頭角柱で同型とみられるが、寸法は大橋村の御境石が高さ 8 尺、幅 8 寸、皆見村の御境石が高さ 6 尺 2 寸、幅 6 寸と、大橋村の御境石の方が一回り大きい。これは大橋村の御境石が、主要幹線である中津往来沿いに立っていたためと考えられている¹⁹⁾。郡境は郡政においてその管轄を決定する重要なものであり、それを示す標柱も同様に重要であったと考えられる。

一方、一里塚についてであるが、絵図に描かれるものは厳密には一里塚ではなく、それを示す標柱である。御境石とは異なり、形状は三角柱である。寸法は高さ 2 尺 6 寸、幅 5 寸と、御境石よりも一回り小さい。

これらの 3 本は全て、標柱本体は作事方普請、石垣は郡地方普請である。本体と石垣が一体管理されていないことは高札場の普請と同様であり、本体の重要性が窺える。また、格式による棲み分けは、普請の規模に関わらず徹底されていたことが分かる。

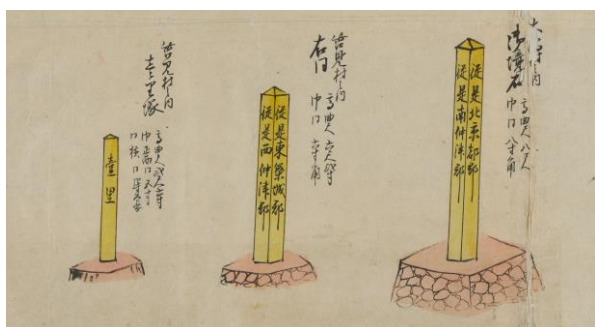


図7「御境石・一里塚」

3. 色分けの傾向

色分けの傾向を整理すると、施設において格式の高い部分、公儀の権力の象徴たる部分、機能の根幹をなす部分は作事方普請である。他の部分においては、手永の中出蔵は手永普請で、それ以外の部分は全て郡地方普請となっている。

これらの色分けの傾向は普請の難易度や規模によらず、全ての建築物において徹底されており、中には、区分することによって、かえって施工上は不合理になるとも考えられるような色分けもみられた。

ここから、何よりも公儀の権威や、格式を一義の関心に置いた棲み分けが重要視されていたことが窺える。

4. 結論

色分けはあくまで普請の管理に関わるものである。つまり、その建物の施工や維持管理の責任の所在を示すものであり、実際の施工が色分けされた管理者直営の下で行われたことを保証するものではない。民間の建設業の技術が著しく発達した江戸後期においては、これらの普請を、色分けの区分とは関係なく、一括して民間に受注した可能性も十分に考えられる。また、施工技術者の技量においても、この色分けに応じた差がみられたとは限らない。しかしながら、管理の責任は明確に分離されており、一体の建築物においても、権威に深く関わる部分とそうでない部分とで細かく分解されている。

建築物に対して、施工上の合理性を後回しにしてでも、何よりも権威を最重要視するような意識は、近代の合理的な観点からは簡単には理解しがたい。このような価値観は、当時としては至極当然のものではあるが、しかし、その様相が一式の建築物の構成の中で、色分けとして具体的に明示されている点で、本絵図は極めて重要で希少な史料ある。

本絵図は当時の厳格な格差社会を有りのままに体现しており、在方の公儀普請において何が重要視されたか、階級の異なる管理主体が具体的にどのように棲み分けられたかを知るうえで非常に有用な史料である。

【図版出典】

図1：福岡県立育徳館高校錦陵同窓会「小笠原文庫」／(福岡県)みやこ町歴史民俗博物館寄託。

図2：行橋市教育委員会所蔵。

図3-7：図1の一部を拡大したもの。

【注釈】

- 1) 『行橋市史 下巻』より。
- 2) 普請年代が史料から断定できるのは御茶屋のみであるため、御茶屋以外の建築物については計画図として描かれた可能性は否定できない。
- 3)～7) 『行橋市史 下巻』より。
- 8) 福岡法務局 行橋支局にて入手。
- 9)～10) 『行橋市史 下巻』より。
- 11) ツヅラ蔵が何を指すのかは不明。
- 12) 『行橋市史 下巻』より。
- 13) 『豊津町史 上巻』より。当時の仲津郡の手永は、国作、節丸、平嶋、元永、長井の5つである。
- 14) 『行橋市史 下巻』より。本書では御蔵所と牢屋の配置について、蔵込の刑罰を根拠に考察されている。
- 15)～17) みやこ町歴史民俗博物館 博物館だより No. 22 より。
- 18) 『豊津町史 上巻』より。小倉藩における高札場は、宿駅の場合は幅2間、奥行き1間、それ以外の町や村の場合は幅1間、奥行き3尺であった。大橋村の高札場は、他の宿駅の高札場より、奥行きが少し小さい。
- 19) 郡境標柱(ぐんざかいひょうちゅう)と道路標柱 行橋市ホームページより。